令和 3年 1月15日

関係事業者　各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部

主　幹（要介護認定）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な

取扱いについて（合算期間の変更）

見出しの件につきましては、これまで、要介護認定の更新申請中の方及び今後更新申請の手続きを行う方に対し、臨時的な取扱いとして当該被保険者の要介護認定の有効期間について、申出に基づき、従来の期間に最大6ヶ月合算する対応をとってまいりましたが、令和 3年 2月 1日以降の申出につきましては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に最大12ヶ月（※1）の合算を行う対応へ変更します。

つきましては、令和 3年 2月 1日以降に臨時的な取扱いに係る申出書を受理した場合につきましては、様式の新旧を問わず従来の期間に最大12ヶ月の合算を行う対応をさせていただきます（令和 3年 1月31日以前に申請書を受理した場合は申出書の新旧を問わず最大 6ヶ月の合算となります）。

今後、令和3年1月末以降にお送りする更新案内（令和 3年 3月末有効期間終期の方）につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算に係る申出書」の新様式を同封してお送りしますので、申出られる方は名古屋市介護認定事務センター（※2）までお送りください。

臨時的な取扱いがなされた場合におきましても、当該合算期間中に要介護（要支援）状態区分が変化したと推測される場合には、区分変更申請が可能ですので、その旨申し添えます。

また、新規及び区分変更申請並びに上記に該当しない（面会が困難でない方の）更新申請につきましては、臨時的な取扱いは適用されませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

（※1）直近の介護認定審査会で決定された認定有効期間が12ヶ月以上の方は12ヶ月、12ヶ月未満の方はその期間

（※2）名古屋市介護認定事務センター

介護保険課認定係

電話：052—750-7881

ＦＡＸ：052—750-7884

〒450-8691

名古屋市西郵便局郵便私書箱７０２号